

地域ふれあい事業助成とは・・・

住民主体の「助け合い・支え合う地域づくり」へのきっかけ（一助）となるよう、住民同士の交流を目的に行われる活動等に対する助成事業です。

助成の対象となる事業

【多世代交流活動】

子どもから高齢者まで、障がいの有無を問わず、世代を超えて交流を深めることで、住民同士の助け合いや支え合いにつながる活動・イベント

※ 住民同士の助け合いや支え合いにつながる活動・イベントが対象なので、次のものは対象外となります。

- ・緑化・美化活動
- ・役員のための懇親会・慰安旅行
- ・世代交流を伴わないラジオ体操・忘新年会・お楽しみ会など

【ふれあい給食】

高齢者等とのふれあいを目的に集い、ともに食事をしておしゃべりや交流を楽しむ食事会

【生きがい推進活動】

高齢者等が生きがいをもちながら、健康で住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう実施する健康相談や講演会

【見守り活動】

見守りが必要な高齢者等の安否確認と孤独感の解消を図る活動

助成対象団体

自治会・町内会

助成額及び対象経費等

【助成額】

実施主体	1回あたり助成額
単一自治会・町内会	10,000円
複数自治会・町内会	20,000円

※年度内の助成上限額は、前年度会費納入額の80%

(その金額が10,000円未満の場合は、当該金額が上限)

【助成回数】 1団体あたり年度内2回まで

※複数の自治会・町内会開催は、それぞれの自治会・町内会で1回をカウント

【助成対象経費】 事業実施に係る経費

※ アルコール飲料、事前事後の打合せに係る経費は対象外

申請方法等

【申請】 **事前申請**が必要です。事業実施の概ね1カ月前までに、「申請書」(様式1)

に「開催チラシ」等の案内を添付し、本会へ提出してください。

【報告】 事業実施後概ね1カ月以内に以下の書類を本会へ提出してください。

- 1 「報告書」(様式2)
- 2 **写真**(事業全体の様子がわかるもの)
- 3 領収書写し(明細のわかるもの)

※ 年度末(3月)開催の場合は、会計処理の都合から3月中に報告書を提出してください。

その他

○ 地域ふれあい事業は、参加対象者を特定せず、自治会・町内会の回覧チラシ等により広く地域にご案内ください。

※ 役員のための懇親会・慰安旅行等は対象になりません。

○ 東区社会福祉協議会会費を財源としている「地域ふれあい事業助成」を活用していることを、参加者等へ広く周知してください。